

令和 2 年千葉市教育委員会会議
第 7 回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和2年千葉市教育委員会会議第7回定例会会議録

日時 令和2年7月15日(水)

午後2時00分開会

午後2時27分閉会

場所 第一・第二会議室

出席委員	教	育	長	磯野	和美
	委		員	和田	麻理
	委		員	小西	朱見
	委		員	千葉	雅昭
	委		員	藤川	大祐
	委		員	竹田	賢

出席職員

教	育	次	長	大野	和広	教	育	指	導	課	長	鶴岡	克彦						
教	育	総	務	部	長	松浦	良恵	教	育	支	援	課	長	小田	將史				
生	涯	学	習	部	長	佐々木	敏春	教	育	セ	ン	タ	ー	所	長	石川	英明		
中	央	図	書	館	長	安部	浩成	養	護	教	育	セ	ン	タ	ー	所	長	千葉	直敏
総	務	課	長	山口	美登里	生	涯	学	習	振	興	課	長	中島	千恵				
企	画	課	長	山崎	二郎	文	化	財	課	長	佐久間	仁央							
教	育	職	員	課	長	吉田	悦子	総	務	課	総	括	主	幹	渡邊	直子			
教	育	給	与	課	長	松永	信隆	学	事	課	統	括	管	理	主	事	甲斐	安弘	
学	校	施	設	課	長	森永	成	総	務	課	課	長	補	佐	志賀	二郎			
教	育	改	革	推	進	課	長	片見	悟史										

書	記	総	務	課	総	務	班	主	査	金	井	昌	樹	総	務	課	主	任	主	事	小	坂	由	希
		総	務	課	主	任	主	事	安	藤	俊	介												

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より竹田委員を指名
- 4 会期の決定
令和2年7月15日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和2年第3回定例会及び令和2年第4回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 令和元年度千葉市立小・中・特別支援・高等学校における体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の結果について
吉田教育職員課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第24号 陳情について
鶴岡教育指導課長より説明があった後、審議。陳情第1号について、不採択と議決した。
議案第25号 陳情について
議案第26号 陳情について
議案第27号 陳情について
議案第28号 陳情について
議案第29号 陳情について
議案第30号 陳情について
議案第31号 陳情について
議案第32号 陳情について
議案第33号 陳情について
議案第34号 陳情について
議案第35号 陳情について
議案第36号 陳情について
議案第37号 陳情について

議案第 38 号 陳情について
議案第 39 号 陳情について
議案第 40 号 陳情について
議案第 41 号 陳情について
議案第 42 号 陳情について
議案第 44 号 陳情について
議案第 45 号 陳情について
議案第 46 号 陳情について
議案第 47 号 陳情について
議案第 48 号 陳情について
議案第 49 号 陳情について
議案第 50 号 陳情について
議案第 51 号 陳情について

鶴岡教育指導課長より一括して説明があった後、審議。陳情第 2 号～第 19 号及び第 21 号～28 号について、不採択と議決した。

議案第 43 号 陳情について

鶴岡教育指導課長より説明があった後、審議。陳情第 20 号について、不採択と議決した。

(3) 発言の要旨

報告事項(1) 令和元年度千葉市立小・中・特別支援・高等学校における体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の結果について

磯野教育長 報告事項(1)「令和元年度千葉市立小・中・特別支援・高等学校における体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の結果について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 報告事項(1)をご覧ください。

平成 25 年度より実施しています、市内の小・中・特別支援・高等学校の児童生徒、保護者、教職員を対象とした「体罰・セクシュアル・ハラスメントの調査」の結果がまとまりましたので、ご報告します。

まず、1 の調査の目的ですが、児童生徒と教職員の関わりの中で起こる体罰やセクシャルハラスメントに関する実態を把握するとともに、具体的な対策を講じ、よりよい学校生活を構築するために実施したものです。

次に、2 の調査方法等ですが、調査対象は市内の小・中・特別支援・高等学校に在籍する児童生徒及び教職員です。なお、小学校・特別支援学校は、保護者も含みます。

また、調査対象期間は平成31年4月から令和2年3月4日までです。

実施方法は、これまで同様、アンケート形式とし、氏名の記入は選択制としています。ただし、アンケートの集計上、学年・組・性別は必須記入としています。今回の調査における変更点は、これまで小学校、特別支援学校のみアンケート用紙を持ち帰って記入していましたが、中学校と高等学校においても家庭で回答し提出することとしました。

これは、学校では、周囲の目を気にして本来書きたい内容を書けない生徒がいると考えたからです。

令和元年度の調査では、臨時休校の影響、持ち帰り記入への変更による影響により、特に中学校での回収率は低下しました。

また、回収方法については、管理職が全教室を回って回収し、担任は一切回収には関わらないようにしました。

これは、提出したアンケートを、体罰をしている可能性がある担任に見られるのではと不安に感じている児童生徒、保護者がいたためです。

さらに、学校に直接提出することが不安な児童生徒、保護者は、教育委員会まで郵送する提出も可能としました。

3の調査の結果についてですが、1ページをご覧ください。

体罰として判断される行為は3件、昨年度は4件でした。

3件については、2件が文書訓告、1件が嚴重注意となっています。不適切な行為を受けた件数は、小・中・特別支援学校・高等学校の総数は55件、昨年度60件、昨年度と比較し減少しています。また、言葉の暴力については、127件、昨年度111件ですので増加しました。

次に、2ページをご覧ください。

児童生徒がセクシュアル・ハラスメントを受けた人数は、小学校が24人、昨年度は17人です。中学校が41人、昨年度は53人、高等学校が1人、昨年度は9人、特別支援学校が1人、昨年度は0人という形で、小学校が増加、中学校が減少という形になっています。

次に3ページをご覧ください。

教職員がセクシュアル・ハラスメントを受けた人数は、小学校が13人、昨年度は10人、中学校が13人、昨年度は24人、高等学校が3人、昨年度0人、特別支援学校0人、昨年度0

人でした。最後に、4ページをご覧ください。調査結果から見られる傾向や状況について、まとめたものです。また、4として調査を踏まえた今後の対応をまとめてあります。

昨年度より設置されたコンプライアンス班が中心となり、4点についての取り組みを実施し、体罰・セクシュアル・ハラスメントの防止に向けてより一層取り組んでいきたいと考えています。

なお、今回の調査結果については、市教育委員会のホームページにも掲載する予定です。以上です。

松浦教育総務部長 教育職員課長からの説明でページ数がずれており、1ページずつ小さくなっておりました。大変申し訳ございませんでした。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。4ページのセクハラを受けた教職員の回答について伺いたいと思います。小学校で「⑫その他」で、「受けた」という方が3人いらっしゃるのですね。全体が13人のうちの3人ですので、決して少なくない方が「その他」で回答されているのですが、この3人について、具体的にどのようなことがあったのか、もしご説明いただけるようでしたら教えてもらいたいと思います。

吉田教育職員課長 「家まで送るよ」と言われたとか、あと、あわせて性的な噂を流されて嫌だったというような回答を得ています。この該当職員については、学校の方で校長から指導しています。

小西委員 1点質問ですが、資料の5ページの「体罰・言葉の暴力」は文書訓告2件と厳重注意1件とあるのですが、セクシュアル・ハラスメントはこのような注意はなされなかったということでしょうか。もしあれば教えていただければと思います。

吉田教育職員課長 セクシュアル・ハラスメントについては、懲戒処分となるような案件はありませんでした。ただ、セクシュアル・ハラスメントを「受けた」という回答で、該当職員がわかった場合については、校長の方から指導をしています。また、必要であれば、教育職員課の方からも指導を行っています。

また、子どもが名前を書いていないため、該当がわからないという場合については、学校全体に校長の方からハラスメントの防止ということで啓発をしている形となっています。

小西委員 ありがとうございます。あと1点お願いになるのですが、平成30年に発覚した市内教員による重大なわいせつ事案を受けて、

今年度、子どもへの性暴力防止検討会が立ち上がっているかと思ひます。まだ動き始めたばかりだと思ひのですが、この事件がなぜ、数年間という長い間発覚しなかつたのかとか、再発防止策ですとか、検討内容がまとまつた際には、これは教員だけの問題ではなく、保護者や地域など皆で共有し、決して繰り返してはならない事件だと思ひますので、教育委員会会議でも報告いただき、教育委員にもしつかり共有していただきたいと思ひます。お願ひします。

吉田教育職員課長 今年度、8月と10月と11月に子どもへの性暴力防止対策検討会を開催し、新たな再発防止に向けての報告をまとめていたきたいと思ひます。

12月にコンプライアンス委員会に一度提出する予定です。コンプライアンス委員会で決定した新たな再発防止策については、教育委員会会議で報告したいと思ひます。

竹田委員 この中で、繰り返しでやっているような事案、いわゆるリピーターというのはあるのですか。

吉田教育職員課長 繰り返し行われている事案もあります。言葉の暴力に関してですが、この当該教諭に関しましては、教育職員課の方で指導するとともに、定期的にその学校に訪問し、様子を伺うような体制をとっています。

和田委員 すみません、2点教えてもらいたいののですが、調査対象期間なのですが、平成31年4月1日から令和2年3月4日までということで、この11か月の間であればどこで調査しても、学校に任せているということですか。それともある程度期間を設けているのですか。

吉田教育職員課長 今年度、調査期間が2月19日から3月4日までの期間なので、各学校が調査及び用紙を回収することとしていました。今年度、コロナの関係がありましたので、小学校において、3月4日までに実施できなかった学校があります。その学校については、1年生から5年生については、4月6日から4月15日を調査期間としました。

6年生に関しましては、卒業式の日又は、保護者が直接、学校の管理職に提出するという方法をとりましたし、また、4月20日まで、教育委員会へ郵送可という形で対応しました。

和田委員 ありがとうございます。ご苦労だったと思ひます。

調査対象期間ということで、11か月に対する調査というこ

とだと思っておりますが、それをいつ調査したということも、同時に載せていただければいいかなと思っておりました。

あともう1点なのですが、児童生徒の方から教職員がセクシュアル・ハラスメントを受けたという事案も、小学校からありますが、教職員に対しては研修ですとか、注意というのは、今までもこれからも行われるわけですが、子どもたちに対してどのように指導していくかということもこれからますます重要になってくることだと思っておりますが、そのあたりいかがでしょうか。

吉田教育職員課長 実際に教職員が子どもからセクシュアル・ハラスメントを受けている件数については、すべてこちらで調査しました。やはり、教員の容姿についていろいろ揶揄したりとか、あと性的なことについて、「先生関係したことあるの」のような、性的な言葉をかけたりというような事例がありました。この件については、学校に問い合わせたところ、その場ですぐ教員が指導を行っています。

また、やはり教員がその場で指導を行っていくとともに、学年の教員も児童の方にきちんと指導を行ってハラスメント行為はいけないのだということを指導はきちんと行っているとの回答を得ています。

また、お言葉のとおり、子どもへの啓発指導とあわせて人権教育もやはり必要だと考えていますので、今後関係課と検討をし、対応を考えていきたいと思っております。

和田委員 それから、もう1点なのですが、体罰とセクハラと2本立てというか、両方で調査をしていただいているのですが、その調査結果のまとめ方が、体罰とセクハラとで違うように思うのですね。例えば体罰だと、質問紙調査がどのような言葉で書かれているかということがそこからだと読み取れなくて、セクハラはどのような文章で、子ども達に質問しているかということもわかるようになっていきます。そこがもし統一できるのであれば統一していただければ。あと、もしかすると体罰に関しても、大きく暴力ということだと考えると、子どもから教職員が受ける暴力というものもあるかもしれないので、そのあたりも今後お考えいただければと思っております。

吉田教育職員課長 ありがとうございます。検討します。

千葉委員 アンケートの配布のときに、アンケートの回収は配慮していただいて、でも、今度、配布の時に、例えば担任の先生が配った

りしたら、お前変なこと書くなよとか、一言二言とか。配布をどなたがされたのだろうかかと少し気になったもので。

吉田教育職員課長 現在は担任の方が配布するという形式を取っていますが、ご意見等をもらいましたので、配布方法についても今年度また検討したいと思います。ありがとうございます。

磯野教育長 よろしいですか。

議案第24号 「陳情について」

磯野教育長 次に、議決事項に係る審議に移ります。なお、藤川委員は議案第24号から第51号までの陳情に関する教科用図書の方針策定に関係しているとのことですので、議案第24号から第51号までの審議については、控室で待機いただきます。

(藤川委員、退出)

磯野教育長 それでは、議決事項に係る審議を行います。議案第24号から議案第51号までの「陳情について」ですが、教育委員会組織規則第8条第13号の規定に基づき、採択又は不採択を議決することとなります。

それでは、議案第24号「陳情について」、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 議案書の7ページ以降をご覧ください。

議案第24号の教科書採択等に関連し提出された陳情について説明します。

議案24号の陳情は、「市民に開かれた『教科書の選定・採択』を求める要望書」について、次の3点を要望しています。

- 1 採択結果とその理由を速やかに公表すること
- 2 教科書の調査研究の報告の様子や、教科書選定の経過が明らかになるよう、公開で行うこと
- 3 多数の市町村で構成される採択地区を分割するよう、千葉県教育委員会に求めていくこと、です。

これらのことについて見解を申し上げます。

まず、1「採択結果とその理由を速やかに公表すること」及び2「教科書の調査研究の報告の様子や、教科書選定の経過が明らかになるよう、公開で行うこと」についてですが、本市では、採択に係る教育委員会会議を公開するとともに、採択結果を即日、教育指導課ホームページに掲載しています。

また、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、調査研究の報告書や教科書選定に係る関係書類を採択期間である8月31日後の9月1日以降に、市政情報室及び市内図書館において公開することとしています。

次に、3「多数の市町村で構成される採択地区を分割するよう、千葉県教育委員会に求めていくこと」については、本市は単独採択地区であり、この要望には該当しません。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

小西委員 今、教育指導課長からご説明がありましたが、採択会議は公開で行われていますし、会議資料も会議終了後に教育委員会のホームページで公表されています。採択結果についても即日公開されていますので、陳情の願意は満たされているものと思います。よって陳情は採択すべきではないと考えます。

磯野教育長 他はよろしいですか。他にご意見ご質問等はありませんので、採決に移ります。議案第24号に係る「陳情第1号」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手なし)

磯野教育長 賛成の委員はいません。

よって、「陳情第1号」を不採択とすることと決定しました。

議案第25号 陳情について

議案第26号 陳情について

議案第27号 陳情について

議案第28号 陳情について

議案第29号 陳情について

議案第30号 陳情について

議案第31号 陳情について

議案第32号 陳情について

議案第33号 陳情について

議案第34号 陳情について

議案第35号 陳情について

議案第36号 陳情について

議案第37号 陳情について

議案第38号 陳情について

議案第39号 陳情について

議案第40号 陳情について

議案第41号 陳情について
議案第42号 陳情について
議案第44号 陳情について
議案第45号 陳情について
議案第46号 陳情について
議案第47号 陳情について
議案第48号 陳情について
議案第49号 陳情について
議案第50号 陳情について
議案第51号 陳情について

磯野教育長 次に、議案第25号から第42号まで及び第44号から第51号までについてですが、陳情の趣旨が同様のものであることから、一括して説明をしてもらい、採択についても一括で行いたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 議案第25号から第42号まで及び議案第44号から第51号までに関わる「陳情第2号から第19号まで及び第21号から第28号」までについては、説明、採決ともに一括で行うこととします。

それでは、陳情について、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 議案第43号を除く、議案第25号から議案第51号までの教科書採択に関する陳情については、同様の内容で要望しています。

歴史や公民の教科書は学習指導要領に沿った育鵬社や自由社が適している、です。

このことについて一括して、見解を申し上げます。

今回の採択の対象となる教科用図書はいずれも文部科学省の検定を合格したものであり、すべての教科用図書が学習指導要領の目標を踏まえたものとしてとらえています。

その上で公開された会議の場において採択権者の責任のもと、内容・構成が充実しており、本市の生徒の実態をもとにふさわしい教科用図書が選択されるべきものと考えます。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

和田委員 毎回本当に教科書の採択にあたりましては、多くの皆さんが

関心を寄せてくださることにまず感謝を申し上げたいと思います。

私たちもこの1か月半ほど大量の教科書を読みこんで参りました。すべての教科書が先ほどご説明ありましたように、文部科学省の検定を通過しているということから、同じラインに立っているものとして公平な目で読んでいます。

これから、教育委員会において、議論して千葉市の子どもたちに最適な教科書を採択していくというのが順当でありますので、これらの陳情に拘束されるべきではないと考えます。

磯野教育長 他にご意見ご質問等ないようですので、採決に移ります。

議案第25号から第42号まで及び第44号から第51号までに係る「陳情第2号から第19号まで及び第21号から第28号まで」について、その願意を認め採択することに賛成の方の挙手をお願いします。(挙手なし)

磯野教育長 賛成の委員はいません。よって「陳情第2号から第19号まで及び第21号から第28号まで」を不採択とすることと決定しました。

議案第43号 陳情について

磯野教育長 次に、議案第43号「陳情について」、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 議案第43号の陳情は、「令和3年度から使用される中学校用教科用図書の採択について」以下の内容で要望しています。

- 1 歴史、公民分野の教科書は、国の成り立ちなどをしっかり記述している育鵬社、自由社が適している
- 2 平成27年採択時の問題に関連する教科書の採択は見送るべき、です。

このことについて見解を申し上げます。

今回の採択の対象となる教科用図書は、いずれも文部科学省の検定を合格したものであり、すべての教科用図書が学習指導要領の目標を踏まえたものとしてとらえています。

その上で公開された会議の場において採択権者の責任のもと内容・構成が充実しており、本市の生徒の実態をもとにふさわしい教科用図書が採択されるべきものと考えます。

また、平成27年採択時の問題に関しては、教科書発行者行動規範を制定し、継続して注意喚起もされています。

今回の発行者については、先ほど申しましたように、すべて

文部科学省の検定に合格したものであり、公正確保の徹底のもと、採択が行われるべきと考えます。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

小西委員 まず1点目については先ほどの和田委員のご意見と全く同意見です。2点目についても教育指導課長のご説明にあったとおりで、すべての教科書は文部科学省の検定を通過していますので、問題はないと考えます。採択すべきではないと思います。

磯野教育長 その他によろしいですか。ほかにご意見ご質問等はありませんようですので、採決に移ります。

議案第43号に関わる「陳情第20号」について、その願意を認め採択することに賛成の方は挙手をお願いします。(挙手なし)

磯野教育長 賛成の委員はいません。よって「陳情第20号」を不採択とすることと決定します。

それでは、藤川委員に再度ご入場をお願いします。

(藤川委員、再入場)

磯野教育長 以上で、本日の議事日程記載の案件に係る審議が終了しました。委員の皆さん、ここまででその他として何かご意見、ご質問等がありますか。よろしいですか。

8 その他

(1) 第2回臨時会は、7月31日 金曜日 午前10時からとした。

9 閉会

磯野教育長より閉会を宣言